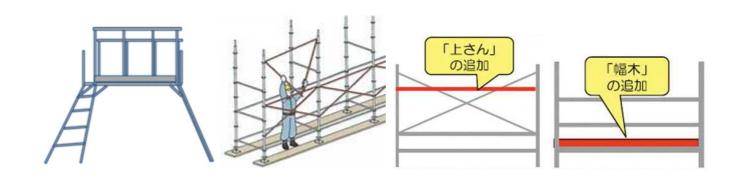
その作業、特別教育が必要です。

足場の組立て、解体、変更の作業

「足 場」には、種類、高さの制限はありません

「組立て」には、脚立に<u>手すりを取付ける</u>作業も 含まれます

「変 更」には、手すりや幅木等を<u>外す、取付ける</u>、 位置を変えることも含まれます



平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体、変更の作業に労働者を就かせるときには、特別教育が必要になっています。

経過措置(平成29年6月30日まで)は終了しましたので、平成29年7月1日 以降は特別教育を受けている必要があります。

また、上記の作業に事業場の業種や規模に制限はなく、全ての事業場が適用となります。

ご不明な点は岩手労働局、各労働基準監督署へお問合せください。

岩手労働局労働基準部健康安全課 019-604-3007

盛岡労働基準監督署 019-604-2530 宮古労働基準監督署 0193-62-6455釜石労働基準監督署 0193-23-0651 花巻労働基準監督署 0198-23-5231

一関労働基準監督署 0191-23-4125 大船渡労働基準監督署 0192-26-5231

二戸労働基準監督署 0195-23-4131

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務 (地上または堅固な床上での補助作業*の業務を除く) に労働者を就かせるときは、 特別教育が必要になります。

※「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科目		時間	時 間 (現在業務従事者)
1	足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3	労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4	関係法令	1時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方 (現在業務従事者)は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

-経過措置-

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。 また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程(昭和47年労働省告示第109号)第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

詳しい内容については下記を参照してください。

厚牛労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html